

市街地山林の 相続対策

～ 市街地山林の相続対策は土地活用の事前準備で決まる ～

土地活用できる市街地山林なのか事前に調査していますか？

土地活用できない市街地山林であれば、宅地比準方式の評価は高いのかもしれませんが。また、市街地山林の過大評価は相続税だけの問題ではなく、遺産分割ではトラブルの原因にもなってしまいます。

そこで、市街地山林の評価から遺産分割までを具体事例で解説いたします。

講師

石川 真樹 氏

株式会社ファルベ 代表取締役

宮城県石巻市出身。宮城県石巻高等学校（高校3年時、全国高校ラグビー大会花園出場）、早稲田大学社会科学部、東京理科大学第二工学部建築学科卒業。

1997年／大手不動産鑑定会社入社、不動産鑑定・不動産コンサルティング業務に従事。

2003年～／セミナー事業部最高責任者、2007年～／不動産コンサルティング部・セミナー事業部兼任取締役。

2014年／相続専門の不動産コンサルティングファームの(株)ファルベを設立。これまでに培ってきた幅広いネットワークを活かし、人と人との「つながり」に重点を置いた不動産相続コンサルティング事業を展開。



東京生講座
オンラインLIVE

7/22(月) 18:30-19:30

再放送

8月8日(木) 18:00～19:00

8月24日(土) 19:30～20:30

9月6日(金) 18:00～19:00

会場 ビジョンセンター浜松町

定員 会場:先着30名 オンライン:無制限

※ オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能

受講料
(税込)

一般

会場受講・オンラインLIVE

10,000円

再放送

15,000円

会員

無料

資産税ビジョン会員

見逃し
視聴

会員の方は見逃し視聴できます
(3営業日後12:00から6ヶ月間)
当該セミナーページからお申込の上、
オンラインでご視聴ください。

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

土地活用できる市街地山林なのか事前に調査していますか？

土地活用できない市街地山林であれば、宅地比準方式の評価は高いのかもしれませんが。また、市街地山林の過大評価は相続税だけの問題ではなく、遺産分割ではトラブルの原因にもなってしまいます。

そこで、市街地山林の評価から遺産分割までを具体事例で解説いたします。

講座内容

1. 事前調査の最重要

- ①土地活用できる土地であれば売却できる
- ②活用できない土地であれば、相続前に処分を検討
- ③売却できる場合、相続税評価とどの程度乖離があるか

2. 市街地山林の評価

- ①宅地比準 ～宅地造成費がポイント
- ②純山林 ～宅地への転用が見込めないと認められる場合とは
- ③不動産鑑定 ～宅地比準方式の評価と時価の比較

3. 市街地山林を含む土地の遺産分割



資産税ビジョン

プレミアム スタンダード

選べるコース、受講方法。
税理士の未来を創り出す！
資産税セミナーサブスク



会場案内 **ビジョンセンター浜松町** 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 03-5539-3751 HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

7/22(月)「市街地山林の相続対策」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

生講座会場 (10,000円) オンラインLIVE (10,000円)

再放送 (15,000円) ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

8/8(木)18:00～19:00 8/24(土)19:30～20:30 9/6(金)18:00～19:00

会員種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

資産税ビジョン 会員 一般

参加者名 | フリガナ 事務所名

ご住所 〒

TEL FAX

E-mail